見附市訓令第５号

見附市電子計算機処理管理運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月１３日

見附市長　　稲　田　　亮

見附市電子計算機処理管理運営規程の一部を改正する規程

見附市電子計算機処理管理運営規程（昭和６３年見附市訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「見附市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例（昭和６３年見附市条例第１８号）第２条第１号に規定する電子計算機」を「中央装置、端末装置及びその周辺装置」に改め、同条第４号中「磁気テープ、磁気デイスク、フロツピイデイスク等電子計算機処理のための入力及び記録に使用するもの」を「中央装置、端末装置、通信回線装置等に内蔵される内臓電磁的記録媒体及びＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＤＶＤ－Ｒ、磁気テープ等の外部電磁的記録媒体」に改める。

第１０条中「コンピュータ室」を「総務課情報管理係」に改める。

第１７条の見出し中「計画」を「予定」に改め、同条中「データ保護管理者は」の次に「、翌年度において各種定例処理を除く大規模処理の実施予定がある場合」を加え、「月」を「年」に改め、「翌年度における」を削り、「年間処理計画を作成しなければならない」を「管理運用しなければならない」に改める。

第１８条の見出し中「計画」を「予定」に改め、同条中「、前条の年間処理計画に基づき」を削り、「月間処理計画を作成しなければならない」を「管理運用しなければならない」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。